

## 令和6年度 預かり保育の無償化のご案内

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の保育料が無料となります。また、園児の保護者（父母）のいずれもが、次表の「保育を必要とする理由」に該当する場合は、施設等利用給付の認定を受けると預かり保育料についても無料となります。

保育を必要とする理由	具体的な保護者の状況
就労 (自営業・内職・農業等を含む)	園児の保護者が、家庭外や、家庭内で家事以外の仕事をしていて労働時間の終了が13:30以降かつ1ヶ月あたり64時間以上の就労をしていること。 ※長期休業中のみ利用する場合は、労働時間が7:30~13:30の間とし1ヶ月あたり64時間未満でも可。 ※就労で申請のあった場合でも、利用開始時点で出産予定日の前2ヶ月以内であれば、出産での認定となります。
出産	園児の保護者が、出産の前後の場合。 【利用期間：出産予定月の前後2ヶ月ずつ（最長で5か月間）】
保護者の疾病・障がい	園児の保護者が病気や、心身に障がいがある場合。
親族の介護・看護	園児の保護者が、常に、家庭内で病人や障がい者の看護にあたる場合。
災害復旧	火災や地震などの災害により、家屋を破損したため、その復旧にあたる場合。
求職活動	園児の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている場合。 【利用期間：最長で利用開始日（利用中の場合は離職日）より3ヶ月間】 ※利用開始日（利用中の場合は離職日）から2ヶ月以内に就労先を決定し、その翌月の10日迄に「就労証明書」を提出した場合は、理由を「就労」に変更した上で、利用期間についても変更されます。
就学	園児の保護者が1ヶ月あたり64時間以上、学校等に就学している場合。 (職業能力開発施設における職業訓練を含む。)
育児休業	園児の保護者が、園児の弟妹の出生後に、「出生児が1歳に達する月」以内の期間において、育児休業を取得する場合。 ※保護者が職場に復帰した際には、理由は「就労」に変更されます。
その他	町長が認める場合。（虐待・DVのおそれがある場合を含みます。）

申請方法については  
裏面をご確認ください。

## 申請期間

令和6年4月からの認定を希望される場合は、利用園にお問い合わせください。  
年度途中の認定を希望する場合は前月の末日まで（末日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）。

## 提出場所

預かり保育を利用予定の幼稚園

## 必要書類

1. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（法第30条の4第2号・第3号）
2. 保育を必要とする理由によって次の書類をご準備ください。

（2人以上を同時に申込む場合は、兄弟には原本を、弟妹にはコピーで構いません）

保育を必要とする理由		必要な添付書類
就労	会社員・パート	「就労証明書」（※勤務先の証明）
	自営業	「就労証明書」（※事業中心者の証明）および 「確定申告書の写し」「法人の登記事項証明書の写し」「個人事業の開業届の写し」など
	内職	「就労証明書」（※委託事業者の証明）
	農業	「就労証明書」（※主たる農業者の証明）および 「主たる農業者の耕作証明書」（※耕作地の農業委員会の証明）
	家業の手伝い	「就労証明書」（※事業中心者の証明）
出産	「母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載部分）」	
保護者の疾病・障がい	「保護者の診断書」（※医師による療養期間の記載が必要）	
親族の介護・看護	「親族の診断書」（※医師による療養期間の記載が必要）	
災害復旧	「罹災証明書」	
求職活動	「求職活動状況申立書」 （注）就労決定後に「就労証明書」を必ず提出してください。	
就学	「在学証明書」任意様式	
育児休業	「育児休業取得期間が記載された通知等のコピー」または 「就労証明書」（※勤務先による育児休業期間の証明）	

※就労証明書等の準備が申請期間に間に合わない場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」のみを先にご提出ください。その後準備ができ次第、就労証明書等をご提出ください。

〈問合せ〉

北島町教育委員会事務局（役場庁舎4階）

771-0285 北島町中村字上地 23-1

TEL:088-698-9812 FAX:088-698-1121